

I はじめに—公民館60年の成果と課題—

1) 憲法・教育基本法制と公民館
公民館が誕生してすでに60年の歳月を数える。公民館は戦災の傷跡が残る敗戦直後の日本の各地に創設された戦後社会教育を代表する象徴的な施設である。文部省官選講師(公民館の教員)の派遣運営について(1946年7月)は、戦後日本の再建を究極の目標とし、そのためには「町村振興」と社会教育を中心とする「郷土の総合施設」の設置を奨励した。この通達に記された公民館構想はのちに「寺中構想」(起草者・寺中作雄会会教育課長)と、同構想にもどづいて設置された公民館は「初期公民館」と呼ばれた。公民館は、戦前ににおける「地方改良運動」下の農村社会教育や「学校を中心とした社会教育の継承しつつも、日本国憲法のもともつなげられたものであった。

第4に、学校と連携・協働する公民館づくりである。福岡市の公民館は地域の住民活動や学習活動にまじめ細かく対応しうる校区公民館であり、近年まで正規職員を有し、学校との連携・協働による社会教育活動に取り組んできた。大田市、大府市など各地の同様の実践は校区という現代的な生活圏の中に地域的共同性を育て、地域の生活や文化に即した社会教育実践を深めるうまで示唆的である。

第5に、行政課題を住民が自らの学習課題として主体的にとらえかねず公民館実践である。1970年代の京都府下町村において「ろばた塾議会」という地域問題の学習活動が広がった。そこでは行政職員が報告し、住民の学習課題に応えた。この学習活動はややもすると公民館が一般行政の啓発事業に陥るものにしてきた。公民館のすすぐれた実践の特色を以下に見てみよう。

2) 公民館における社会教育実践の創造
第1に、地域・生活課題と結ぶ公民館づくりである。飯田市、下伊那各町村や松本市の公民館は1950年代の共同学習を継承・発展し、学習の方

法・形態を工夫することによってその積極的可能性が追求してきた。

さらずに第6に、倉吉市をはじめ、各地の自治体形態(沖縄県の集落公民館を含む)の社会教育実践が注目される。そこには正規の職員は設置されず、地域の住民が自主管理し、さまざまな集会や学習・文化活動が行われてきた。公民館の公共性や専門性が欠落するなどの限界は見逃せないが、公民館が文字どおり住民の生活と文化と自治の拠点施設となり、自生的な学習活動をとおして自治的能力が育つ可能性は小さくはない。

以上の実践は公民館の教育的価値の創造・発展に少なからず寄与してきたといえよう。

3) 行政改革と公民館の委託・民営化

1980年代以降、歴史改訂の総決算、歴史社会教育の見直しが強行される中で、公民館の統括会・事業団委託・民営化、市民センター化、さらにはコミュニティセンター化がすすめられ、社会教育施設としての公民館の公共性や独立性は次第に後退を余儀なくされた。生涯学習振興整備法(1990年)は生涯学習(社会教育)への国家統制の強化と新自由主義原則とし、その相い手としての「公民」形成を目的とする社会教育施設として構想されたものであった。

さらずに公民館は、教育基本法(1947年3月)に図書館・博物館とならんと公団が規定されることによって社会教育を担うべき社会教育施設の1つとして位置づけられ、社会教育法(1949年6月)においてその目的、事業、運営のあり方が規定されることによって、公的・社会教育を担う中心的施設としての役割が与えられた。そして、「すべての国民の教育を受ける権利」を基調とし、教育の機会均等と教育の民衆本位のもとで、また社会教育の自由と社会教育行政の独立性を重視する社会教育法のもとで、公民館はそれぞれの時代の地域再編(地方行政改革)の中で杆金曲折をくりかえしつつもさまざまな地域課題や住民の生活課題に応える社会教育実践を創造し、発展させ、地域における社会教育実践としての内実をより深め、かつ豊かなものにしてきた。公民館のすすぐれた実践の特色を以下に見てみよう。

への援助がなくなり、利用者が激減している。専門性を有する職員の大半が削減は明らかにサービスの低下を招いている。

第2に、公民館の民間委託化である。京都市、川崎市、広島市では公民館をはじめ、生涯学習施設が財團委託されて久しい。生涯学習事業の管轄事務化と専門職員の引き上げによって公民館の実績が難しくなっている。今後公民館を含む社会教育施設はNPOや企業など、指定管理者への委託が進出し、公民館の公共性がますます後退することが懸念される。

第3に、公民館の集会施設化である。仙台市、四日市市、北九州市をはじめ多くの自治体で公民館の市民センター化がすんでいる。センターは地域振興行政の所管となり、生涯学習と市民活動(ボランティア・NPO)の双方を支援するのが主要な業務となる。中津川市では、5つの公民館がコミュニティセンターに再編されている。かつて岐阜県唯一であった「地域に根ざす」公民館はいまは存在しない。

4) 非公民館施設での社会教育実践と公民館の教育的価値の再生

いまでもなく住民の学習とそれへの教育的援助なくして住民の主体形成と住民主導の地域形成はなし。そのため地域の社会教育は必要であり、したがって公民館は不可欠である。しかし、上述のよう

に公民館をめぐる現状は厳しい。公民館の外部委託や地域振興施設化の実態を直視するならば、憲法・教育基本法がいう「社会教育への権利」保障の視点から、社会教育の公共性と専門性に裏打ちされた公民館のあり方を探求することを基本的指標としつつも、市民センターやコミュニティセンターでの社会教育実践を広げ、深めることによって公民館の教育的価値の再生を追求することも重要な課題である。

(新海英行)